

第2節 各論

第1 消火器具

1 能力単位の算定

- (1) 規則第6条第4項の変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所の床面積の算定は、次によること。
 - ア 感電防止用フェンス等により囲われている場合は、当該囲われた部分とする。
 - イ キュービクル式の変電設備の場合は、当該水平投影面積とする。
 - ウ 上記以外の場合は、当該室の床面積とする。
- (2) 規則第6条第5項の鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所の床面積の算定は、次によること。
 - ア 室を形成する場合は、当該室の床面積とする。
 - イ 室を形成しない場合は、条例第3条第1項第1号に規定する離隔距離で囲われた部分の床面積とする。
 - ウ 厨房部分については、建基政令第129条第6項の規定により、内装規制が必要な調理室の床面積とする。

2 設置及び配置等

(1) 設置場所

消火器の設置は、政令第10条第2項第2号及び規則第9条の規定によるほか、屋外等で雨水等の影響を受けるおそれのある場所に設置する場合は、適当な防護措置を講じること。

(2) 配置等

規則第6条第6項及び規則第7条第1項の規定によるほか、次によること。◆

- ア 精神疾患又は知的障害者等が入所する施設は、消火器の本来の目的としての使用が困難なため、規則第6条第1項及び第2項の規定により算定した能力単位のものを各階のナースステーション等に集中して配置できるものとする。
- イ 共同住宅で、管理上その他やむを得ない場合は、次によりパイプシャフト等内に設置できるものとする。
 - (ア) 消火器具を設置していることが分かるように、消火器具の標識及び扉内にある旨の表示を扉の前面等にする。
 - (イ) 当該パイプシャフト等は、消火器具を容易に取り出すことができるスペースを有していること。
 - (ウ) 当該パイプシャフト等の扉は、常時開放可能な状態に管理すること。
 - (エ) パイプシャフト等内に設置している旨を入居者全員に周知徹底すること。

3 条例第 36 条第 1 項各号に定める場所

(1) 火花を生じる設備のある場所

グラビア印刷機、ゴムプレッダー、起毛機、反毛機、製綿機その他操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所をいう。

(2) 変電設備又は発電設備その他これらに類する電気設備のある場所

ア 変電設備とは、電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器、コンデンサ等の機器によって構成され、その全出力が 20kW 以上のものをいう。

全出力の算定は、防火的に区画された一つの室に設置された変圧器の定格容量 KVA（一の変圧器の容量が 5 KVA 未満のものは除く。）の和に次表の係数を乗じて算定する。この場合、主変圧器（連絡変圧器）の二次側に接続される変圧器（同一区画内に設けたものに限る。）の容量は含まないものとする。

また、設置場所（区画）が異なるサブ変電所や各階に設けた E P S 内に設置した変圧器は、設置場所ごとに出力算定を行うものとする。

変圧器の定格容量の合計（KVA）	係数
500 未満	0.80
500 以上 1,000 未満	0.75
1,000 以上	0.70

イ 発電設備は、内燃機関によるものだけでなく、燃料電池によるものも含む。

なお、発電設備の全出力は、防火的に区画された一つの室に設置された発電機の定格出力（kW）の合計となる（発電機の出力が KVA で表されている場合には、発電機の力率を乗じる。）。

ウ その他これらに類する電気設備は、交流にあつては 600V、直流にあつては 750V を超え、かつ、5 KVA 以上の電気設備（高圧又は特別高圧の電路に接続するリアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサ、油入遮断器、計器用変成器等をいう。）をいい、これらの電気設備にあつては、冷却又は絶縁のための油類、ガス類の使用の有無に関係ないものである。

(3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所は、次のとおりとする。

ア 厨房（個人の厨房を除く。）

イ 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所

ウ 工業炉及びかまどを設置する場所

エ 熱風炉を設置する場所

オ 公衆浴場の火焚場

カ 火葬場のかま場

キ 焼却炉を設置する場所

(4) 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は指定可燃物を煮沸する設備又は器具のある場所とは、営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等のある場所又は工場等で指定可燃物を加熱又は煮沸する設備のある場所のことで、煮沸する設備とは、必ずしも指定可燃物が沸点到に達することを目的とした設備を示すものではない。